

▶ 会員サポート窓口の現状 〈後編〉

会員サポート窓口とは

会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として、2004年4月1日にスタートした当会独自の会員サービス制度であり、その活動範囲などについては、「会員サポート窓口規則」（以下、規則という）に定められている。本誌6月号では、当窓口のあらましや、会員サポート窓口連絡協議会における申し合わせ事項によって、当窓口が「お受けできるケース」として扱っている案件についてご紹介した。

そこで今回は、規則や、当協議会における申し合わせ事項によって、「お受けできないケース」として扱っている案件について紹介してみたい。

当窓口でお受けできないケース

上記規則の6条3項には、「相談に応じないことができる」という例外的な5つの事項が規定されている。

(1) 「個別の事件処理に関する事項」

この2年間に、特定事件について訴状の書き方がわからない、事件処理の進め方に関して悩んでいる、示談相手の弁護士に進言してほしいなど、純粋な業務処理に関する相談が数件あった。規則が、会員の「職務または業務に関して生じた各種の問題」を相談の対象と定めているため、このような申し出をされたものとも考えられるが、一方では規則において「個別の事件処理に関する事項」は扱いの対象外とされている。純粋業務に関する問題については、プロとしての法律家を名乗る以上、それぞれの能力によって処理すべきが当然であり、そのための資格であるともいえよう。また、助言の結果について、会として責任を負えないという事情もある。

(2) 「資格審査会」, 「非弁提携弁護士対策本部」, 「非弁弁護士取締委員会」, 「紛議調停委員会」に係属中の事案

これらの案件については、当会内にそれぞれ扱うべき組織が定められており、会の名において審査したり、取り締まったりしているものであるから、同じ東弁内の組織である当窓口が助言したりすると、組織として自己矛盾になってしまうため、扱いの対象外とされることが当然である。

(3) 「懲戒の手續に付された事案」

この種の案件についても、東弁の綱紀委員会、懲戒委員会の専権事項とされており、会長でさえ干渉できない仕組みになっている。同様に、当窓口が助言したりすると、組織としての自己矛盾になってしまうことから当然であろう。

(4) 「前2号の手續に移行することが明らかな事案」

前2号に定められている手續が進行中であれば、助言できないことは当然であるとして、この助言不適の趣旨からすれば、移行することが明らかな場合、あるいは移行するおそれが高い場合にも助言すべきではないと考えられる。ただし、会員から自主的に申し出られない限り、移行するおそれが高いかどうかの判断は容易ではない。仮に将来、紛議、懲戒の問題に発展しても、当窓口の助言が、当会としてのお墨付きを与えるものではないという点を明確に理解してもらったうえで、ケースによっては、助言に応じているというのが実情である。

(5) 「本制度の目的に沿わない事柄」

この規定はあまりにも抽象的であって、規定の解釈によって基準を導くことは困難である。そこで、当窓口では、以下のような事案については、原則として、相談に応じないことを申し合わせている。

①事務所の移籍に関する相談

それぞれのリスク負担において処理すべき問題であり、また、内容的にも相談になじまない種類の問題でもあろう。当窓口が、それぞれの会員や、事務所の実態についての正確な情報を持ち合わせているわけではないので、自信を持って紹介できるわけでもなく、また責任を負えるわけでもないからである。現在、当会では4階の会員控室内の掲示板に、求人希望の広告を掲示するというサービスを行なっているが、この問題について当会として行なえるサービスとしては、これが限度であらう。

②事務所の経営難に関する相談

内容的に相談になじまない種類の問題であると考えられる。特に、金銭面の問題については、会として支援できる制度がまったくないので、弁護士協同組合の融資制度を紹介する程度のサービスしか提供しようがないというのが現状である。

③事務所内のトラブルに関する相談

雇用弁護士や勤務弁護士同士のトラブル、あるいは雇用している事務員とのトラブルに関しての相談が持ち込まれることがまれにある。これらの問題については、一方当事者の話を聞いただけでは、紛争の実態を正確につかむことが困難な場合が多い。では、双方から話を聞いたらどうかということになると、その結果、仲裁的な作業を行わなければならない。ところが、仲裁は、当窓口の守備範囲に入っていない。そのようなわけで、これらの案件については、ごく一般的な助言だけにとどめているのが実情である。

④家庭内のトラブルに関する相談

この種の相談が持ち込まれそうになったことも数例あったが、お受けできないとしてお断りをしてきた。会員本人の結婚、離婚、両親の介護などに関する相談であるが、これらの問題は、純粹に個人としての問題であって、当窓口の守備範囲内とは考えられないからである。ただし、会員がかなり進行した認知症であり、依頼者に迷惑をかけているので、納得しない会員本人に対して、バッジを返納するよう

助言して欲しいという、会員の家族からの申し出について助言したことはあった。多数の依頼者に被害が及ぶようになると、会としての監督責任の問題に発展することもありうると判断されたからである。

* * *

以上が、明らかにお受けできない種類の案件であるが、6月号でご紹介した「お受けできる案件」と対比していただくと、どちらの範囲に入るのか不明なものが少なくないことに気づかれるであろう。規則の解釈だけでは、どちらとも決められない領域が多いのが実情であり、今後とも、個々の案件ごとに受理の段階で、当窓口として判断させていただくしかないものと思われる。

今後の見通し

会員数の激増と平均年齢の低下によって、当窓口に対する需要は今後増えることはあっても減ることはないものと予測される。最近では、気軽に教を乞う先輩を持っていない会員、事務所での先輩からも教えてもらえない、あるいは教を乞う方法を知らないという会員、修習終了直後に勤務した事務所を数年以内にやめて、いきなり独立する会員の増加が目立ち始めている。

将来的には、このような会員向けに、純粹業務に関する相談、事務所の移籍に関する相談、家庭内トラブルに関する相談などについても、当窓口として対応せざるを得ないことになるように思われる。その前には、当窓口の存在意義と守備範囲について、もう一度議論する必要があるであろう。

いずれにしても、先例と呼べるようなものをほとんど持ち合わせない当窓口であるから、今後とも10名の委員が連携し、ともに悩みながら、少しでも会員のお役に立てるよう努力していきたい。

(会員サポート窓口連絡協議会副座長 原 哲男)

■会員サポート受付窓口：

TEL.03-3581-2202 (青木事務局次長)